

## 業者の携帯電話要求に注意

### 生活 ハイドロ ット

金融業者に融資を申し込んだ際に「審査のため」と携帯電話を送るように指示された場合は、絶対に送ってはいけません。

【事例】インターネットで見た金融業者に融資を申し込んだら、「審査のため、スマートフォンを3台契約して送るように」と言われた。スマホは業者が買い取ると思う。おかしいと思っ



## 不正利用防止法に違反

たので融資を断ったが、解約できないと言われた。

【アドバイス】ヤミ金融によくある手口です。ヤミ金融とは、国や都道府県に貸金業としての登録をしていない貸金業者で、貸し付け自体が違法です。

携帯電話を他人に渡す目的で契約することは「携帯電話不正利用防止法」に違反します。また解約する場合は、携帯電話会社から解約料や機器代などを請求されます。ヤミ金融には決して関わらず、毅然とした態度で対応しましょう。

不審に思ったときは、最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口、警察に相談してください。消費者ホットライン(☎188は、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活センター/県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネ久☎097・534・099)